

2015年 4月10日

広島大学理事（財務・総務担当）
松ヶ迫 和峰 様

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修



3月12日団体交渉における交渉継続事項に関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、3月12日（木）団体交渉において交渉を継続することとなりました事項について、下記のように要求します。

つきましては、本要求を受けた団体交渉または文書回答を求めますので、宜しくお願ひします。

記

1. 年俸制職員の本給決定の取扱要項について

(1) 要求内容

- ①懲戒休職者に係る「減ずる点数」を「3月超4月以内 48点」、「4月超5月以内 51点」、「5月超6月以内 54点」へ変更することを要求します。
- ②処分等を受けた者に係る「減ずる点数」について、同じ処分（区分）であれば各部局等の評価基準において同等の重さとなるようにすることを要求します。
- ③各部局等での教員個人評価においては満点数（上限点数）を設定するとの方針でしたが、そのようになっていない現状及び理由について説明を求めます。

(2) 説明

- ①については、提案では停職処分「2月超3月以内 45点」、懲戒休職処分「3月超4月以内 49点」となっていますが、懲戒休職設定の経緯を踏まえるならば、両者の差を他の停職区分の差と同じ「3点」とし、懲戒処分への厳罰化を排除することが必要と考えます。
- ②については、処分に係る「減ずる点数」は共通であるにも拘らず、各部局等の教員個人評価の満点数（上限点数）が異なっていることから、部局等によって処分の「減ずる点数」が異なる重さを持つアンバランスが生じることになります。

例えば、総合科学研究科の理系の教授・准教授の満点数（上限点数）は120点となっていますが、医歯薬保健学研究院の教授・准教授の場合は満点数（上限点数）の設定がなく、かつ、高得点者の点数は1000点を超えるものと推測されます。停職処分の「2月超3月以内」での「減ずる点数」は45点ですが、100点に対する45点と1000点に対する45点とでは、同じ停職処分「2月超3月以内」でありながらその影響にはあまりに開きが有り過ぎ、公平性を大きく損なっています。

なお、部局等による教員個人評価の満点数（上限点数）の異なり、あるいは、満点数（上限点数）の不在という問題が存在したとしても、その問題への対応は技術的・形式的に可

能なものと考えます。

例えば、満点数（上限点数）が不在の部局等については「仮定満点数（上限点数）」（ただし、運用実績を踏まえて適宜、必要な修正を加える）を設定することによって対応し、満点数（上限点数）の異なりについては、設定された満点数（上限点数）に比例する形で「減ずる点数」を調整するか、あるいは、「減ずる点数」を満点数（上限点数）に対する同じ割合として計算する方法が考えられます。

2. 大学教員の個人評価に係る不服申立て取扱要項について

(1) 要求内容

- ①部局評価・全体評価に対する書面による不服申立ての期限を、「評価者」から「評価結果等の説明」を受けた後「30日以内」へ変更することを要求します。
- ②「部局評価審査委員会（仮称）」の委員は当該部局の教授会で選出し、「全体評価審査委員会（仮称）」の委員は教育研究評議会で選出するように変更することを要求します。

(2) 説明

- ①については、提案では不服申立ての期限は「評価結果の通知後30日以内」となっていますが、当該通知後に「相談員」への相談と「相談員」からの評価方法等の説明、「相談員」から「評価者」への報告、「評価者」からの「評価結果等の説明」があり、その後不服申立て書面の提出となっています。しかし、これでは不服申立て者の責任によらない時間の経過が存在し、当該申立て者に大きな不利益が生じる可能性があります。
- ②については、提案では「部局評価審査委員会（仮称）」の委員は部局等の長（＝評価者の可能性あり）が指名し、「全体評価審査委員会（仮称）」の委員は学長（＝評価者の可能性あり）が指名するとなっています。しかし、部局等の長及び学長が評価者である場合は、自らの評価決定内容に対する不服申立てについて、それに関する「評価審査」を行なう「委員会」の委員を自らが決定することとなり、妥当と言えません。

以上